

教 育 民 生 委 員 会 次 第

令和8年2月13日
午前9時30分開議
301会議室

協 議 報 告 事 項

- 1 山中温泉ぬくもり診療所の加賀市病院事業への編入について
(医療センター総務課)

そ の 他

山中温泉ぬくもり診療所の加賀市病院事業への編入について

編入時期：令和 8 年 4 月

名 称：山中温泉ぬくもり診療所

位 置：加賀市山中温泉上野町ル 15 番地 1

診療科目：内科、小児科、整形外科

診療時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

受付時間：午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分

午後 1 時から午後 4 時 30 分

診 療 日：現在の運用どおり火曜日から土曜日を基本とする

○訪問看護ステーションについて

地域医療振興協会が自主事業で運営する訪問看護ステーションぬくもりは、病院事業が設置する訪問看護ステーションに統合し、サテライト施設として継続する予定

○自由診療である温泉プールを利用した集団水中運動について

激変緩和のため当面の間、継続する予定

児童発達支援センター「このゆびと一まれ山中」の事業継続について

公益社団法人地域医療振興協会（以下、「協会」）が自主事業として実施している児童発達支援センター「このゆびと一まれ山中」事業の継続については、12月定例会本会議での答弁どおり、市内の社会福祉法人における事業継続支援や、受入法人がない場合は市直営での運営についても検討することとしておりましたが、現在までの経過と状況について報告します。

1 12月定例会からの経緯

○市内障害サービス運営法人に事業継続の提案・協議

→いずれの法人も、協力はしたいが時間がなく難しいという回答

○11月25日 保護者会代表及び事業所職員と市長との面談を実施

保護者からは「市の直営はサービスの質の観点からも望ましくない。あくまでも地域医療振興協会による運営継続を望む」という申し入れを受ける。

○12月15日 山中温泉ぬくもり診療所継続を求める会と児童発達支援センターこのゆびと一まれ保護者会が共同記者会見を実施

将来的な診療所やセンター廃止の可能性が考えられるとして、指定管理の継続と条例改正案の否決撤回を求める。

○12月25日 協会本部及び事業所職員と市職員との面談を実施

市から、

- ・「障害福祉サービスを行っている市内法人での受入先は見つからないこと」
- ・「将来的に児童福祉法に基づく児童発達支援センターの整備方針を出したいと考えているが、当面4月の運営を継続してほしい。」
- ・「仮に市直営で施設を設置した場合、現事業所職員は勤務していただけるか」を確認

事業所職員からは、

- ・「将来的な事業継続が確約されないのであれば、市直営となっても現在の職員は勤務できない。」との回答

○この時点で、市直営での継続は困難と判断

そのため、現在、障害福祉サービスを実施していないが、関連サービスの実施経験がある「社会福祉法人加賀市社会福祉協議会」に事業継続を依頼

→「現在の職員が協会雇用のままで社協に出向いただき、事業の運営費用についても市から支援いただけるなら事業継続に取り組む」との回答

○1月9日 協会本部と副市長面談

・市からの最終提案として社会福祉協議会での継続案を提案

○1月15日 協会本部として社協案を受け入れする回答あり。

○1月16日 社会福祉協議会 正副会長会議での事業継続について了承

→臨時理事会（1/29）及び評議員会（2/5）で事業運営を可能とする定款変更について可決

○1月16日 協会本部から、事業所職員に社協案を説明したところ、病院事業の診療所と別法人の運営となることや、具体的な事務の取り扱いに疑義があり、合意を得られなかったと連絡あり。

○現在、社会福祉協議会での事業運営の条件などをあらためて協会本部に通知し、受入についての可否の回答を待っている状況

2 今後について

○石川県に児童発達支援事業等の事業所指定の申請（令和8年4月事業開始）

○診療所・訪問看護・このゆびと一まれ山中の物品、会計、職員連携等の円滑な運営を協議

○事業所職員向け説明会及び利用児・家族等にお知らせの文書を送付（必要に応じて説明会の開催も検討）

※社協案が不調になった場合は、当初から利用者が希望しているとおり、当面の間、特例的に、協会での自主事業運営を継続してもらえるよう依頼している。また、協会が自主運営もできず事業を廃止する場合は、現利用者を市内外の別の児童発達支援事業所で受け入れできるよう、令和8年4月以降のサービス利用に関する相談窓口の設置など、市は協会とともに県にも相談をおこないながら協力支援する。

加賀市地域医療審議会 顧問の委嘱について

持続可能な地域医療と、保健・介護のさらなる充実を図るため、令和8年2月3日付で北村 聖（きたむら きよし）氏を加賀市地域医療審議会顧問に委嘱しました。

1 加賀市地域医療審議会について

地域における医療提供体制の確保や充実を図るため、加賀市が設置する市長の附属機関。地域医療や市立医療施設の運営などについて、医療関係者や有識者の専門的な立場から調査・審議を行い、市長に意見を述べる役割を担っている。

委員は、医療関係者、学識経験者、関係団体の代表などで構成されている。

2 主な経歴

1953 年生まれ 加賀市山代温泉出身

1978 年 東京大学医学部卒

1984 年 米国スタンフォード大学に留学

1995 年 東大病院検査部副部長、臨床検査医学講座助教授

2002 年 東京大学 医学教育国際協力研究センター教授

2003 年 東京大学 医学部附属病院 総合研修センター センター長

現 在 公益社団法人地域医療振興協会顧問 東京大学名誉教授

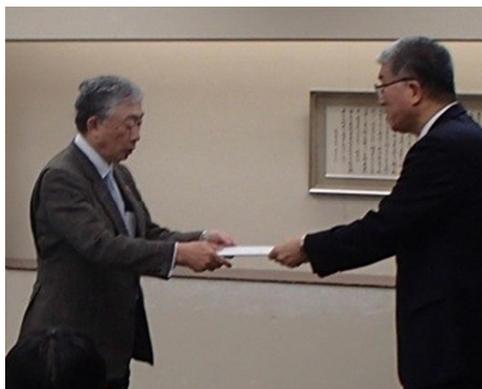
3 顧問の職務

保健、医療及び介護の連携、職種間連携、持続可能な医療提供体制の構築支援等、地域の保健・医療・介護の重要課題について、その分野に関する高度な知識・経験から助言を行う。

また、地域医療の推進に関する他地域の成功事例などの紹介を行う。

4 任期

令和8年2月3日から令和10年2月2日まで



保育園・認定こども園の入園式の日程について

<市立保育園>

園名		入園式	
		日程	時間
1	大聖寺保育園	4月4日(土)	10時
2	錦城保育園		
3	庄保育園		
4	勅使保育園		
5	東谷口保育園		
6	作見保育園		
7	動橋保育園		
8	橋立保育園		
9	加陽保育園		
10	山中中央保育園		
11	河南保育園		
12	スワトン保育園		

<法人立保育園等>

園名		入園式	
1	キッズランドいなみえん	4月4日(土)	10時
2	やくおうえん・第2やくおうえん	4月1日(水)	10時
3	わかたけこども園	4月4日(土)	10時
4	たちばなこども園	4月4日(土)	9時
5	新生保育園	4月4日(土)	10時
6	清和保育園	4月4日(土)	9時30分
7	開陽保育園	4月1日(水)	10時
8	清心こども園	4月4日(土)	9時00分
9	聖光保育園	4月3日(金)	10時
10	松が丘こども園	4月4日(土)	10時
11	山中ふたば保育園	4月1日(水)	10時
12	山中保育園	4月4日(土)	10時
13	かが幼稚園	4月4日(土)	10時

児童発達支援体制検討専門部会の設置について

1. 目的

児童福祉法の改正により、従来の児童発達支援センターに地域の中核拠点となる機能が求められることとなったが、本市の児童発達支援センターには、「こども育成相談センター」と機能が一部重なっていること等の課題があることから、市全体の障がい児発達支援体制について検討を行い、今後のあり方を取りまとめる。

2. 実施方法とスケジュール

今後の本市の児童発達支援体制のあり方を検討するため、加賀市健康福祉審議会障害者分科会およびこども分科会に「児童発達支援体制検討専門部会」を設置して令和8年3月から検討を開始する。

令和8年度末までを目途としていた本市の方針を令和8年8月頃までに前倒しして取りまとめる。

3. 委員構成案（予定）

区分	人数
学識経験者	1名
当事者団体・家族会	1名程度
医療・福祉関係	4名程度
教育関係	1名程度
合計	7名程度

事務局：子育て支援課、子育て応援ステーション、こども育成相談センター
介護福祉課、地域包括支援センター、教育委員会

- ・健康福祉審議会、障害者分科会およびこども分科会からの委員を含む構成とします。
- ・当事者関係団体や関連事業所、じりつ支援協議会等から別途構成するワーキンググループ（10名程度）で幅広く意見聴取し、専門部会に報告していきます。

※児童発達支援センターとは（児童福祉法第43条）

地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設。

令和8年度 小・中・義務教育学校の入学式について

<中学校>

番号	学校名	期日（曜）	開始時刻
1	錦城中学校	4月9日（木）	14時00分
2	片山津中学校		14時00分
3	東和中学校		14時00分
4	山代中学校		14時00分
5	山中中学校		14時00分

<小学校>

番号	学校名	期日（曜）	開始時刻
1	錦城小学校	4月9日（木）	10時00分
2	錦城東小学校		9時30分
3	三谷小学校		9時45分
4	南郷小学校		10時00分
5	片山津小学校		10時00分
6	金明小学校		9時30分
7	湖北小学校		10時00分
8	動橋小学校		10時00分
9	分校小学校		10時00分
10	作見小学校		10時00分
11	山代小学校		10時00分
12	庄小学校		10時00分
13	東谷口小学校		9時30分
14	勅使小学校		9時30分
15	山中小学校		9時30分
16	河南小学校		9時30分

<義務教育学校>

番号	学校名	期日（曜）	開始時刻
1	橋立海青学園	4月9日（木）	10時00分

加賀市市民水泳プールのオープンについて

加賀市市民水泳プールについて、供用開始にあたり指定管理者と協議の上、下記事項を定め
ました。

記

- 1 供用開始日: 令和 8 年 4 月 25 日(土)
- 2 利用時間: 平日 午前9時から午後 10 時まで
土曜日 午前9時から午後8時まで
日曜日及び国民の祝日:午前9時から午後6まで
(ただし、7月1日から8月31日まで午前9時から午後8時まで)
- 3 休業期間: 12月28日から翌年1月4日、毎週火曜日
- 4 利用料金: **個人利用料金**

区分	単位	金額	
		一般	高校生
個人利用	1回	600円	300円
定期利用	1月	6,000円	3,000円
	年間	66,000円	33,000円

※個人利用による利用は、1回につき2時間を限度とする。

専用利用料金

区分		単位	金額
25m プール	一般	1コース	3,000円
	高校生	1時間	1,500円
幼児用 プール		全面 1時間	3,000円
アマチュア 競技以外	入場料無料の場合	上記金額の5倍	
	入場料有料の場合	上記金額の10倍	

以下は現中央公園内の屋内水泳プールと同様

○中学生以下の者及び障害者:無料 / 75歳以上の高齢者:一般の金額の半額

○市外の者 高齢者:一般と同額 /中学生以下の者:高校生の金額 /左記以外の者:一般の2倍の金額

「加賀温泉郷ウオーク2026」の募集開始について

- 1 開催趣旨 加賀市民が「住み続けるわがまち」として、地域資源の発見に取り組み郷土愛を育むことに加え、「健康寿命と活動寿命の延伸、働き世代・子育て世代・子どもたちの教育機会の拡大」も含めて、健康で健全なまちづくりを目指す。併せて、加賀温泉郷を有する観光都市加賀市を全国発信する機会とする。
- 2 運営 (1) 主催：加賀温泉郷ウオーク実行委員会
(2) 共催：加賀市・加賀市教育委員会、日本ウオーキング協会、石川県ウオーキング協会
- 3 開催日 令和8年5月24日(日)
- 4 主会場 加賀市中央公園運動広場
- 5 事前申込 令和8年3月1日(日)～令和8年4月30日(木)
期間 ※当日の申し込み可
- 6 参加料

	事前申込	当日申込
加賀市内	1,000円	1,500円
加賀市外	1,500円	2,000円
中学生以下	無料	無料

7 コース

ロング (23km)	中央公園→河南町公民館→山中座→桔梗が丘公園→中央公園
ミドル (14km)	中央公園→河南町公民館→桔梗が丘公園→→中央公園
ファミリー (4 km)	中央公園内を巡るコース

- 8 イベント (1) キッチンカー出店
(2) スポーツ教室やスポーツ団体等による体験コーナー
(3) ステージイベント：チアダンスショー、抽選会 など